

地代と林業経営との関係に就ての若干の考察

黒田, 迪夫
九州大学農学部森林学教室

<https://doi.org/10.15017/21235>

出版情報 : 九州大学農学部学藝雑誌. 13 (1/4), pp.261-266, 1951-11. 九州大学農学部
バージョン :
権利関係 :



地代と林業経営との関係に就ての若干の考察

黒 田 迪 夫

Some notes on the relation between
rent and forest management

Michio Kuroda

I. 林業に於ける地代の概念

林業に於ては土地所有と経営の分化のない経営形態が支配的と認められる。即ち K. Hoffmeister は「林業に於ては企業的自己経営 (unternehmungswise Eigenbewirtschaftung) が典型的土地利用の形態である」と述べており、¹⁾ 又林学の伝統的学問分野である林価算法、林業較利学等もその理論及び計算の組立てにこのような自己経営形態の場合を対象となしている。勿論数多の林業経営形態の中には両者の分化が現われているものもある。例えば我国では借地林業、部分林制度等と呼ばれている形態がこの範疇に入る。しかしながら之等は概して特殊の型とされていると云つてよく、我国でも分化のみられない林業経営が大部分を占め、又それが正常のものと考えられている事には依然変りないようである。²⁾

しかるに分化を前提としない林業経営に於ては一般に借地林業、小作農業等に成立している地代現象は起きない。之は土地所有と経営が同一経済主体に属する当然の結果である。しかしこの場合に於ても林業生産の遂行上に所謂地代差額を意識した選択が行われ、生産収益にそれだけの差額が生ずる事には変りない。そしてこの部分は若しその林業経営に於て土地所有と経営の分化が生ずるならば当然地代に転化するであろう。従つて林業経営に於ける地代の認識はこのような地代を如何ように概念するかという事になる。

従来の林学に於てはこのような自営的林業では直接に地代を認識する事が不可能という根拠から生産結果に現われた収益の一部を土地の生産力に帰すべきものとなし、之を林業の地代と規定している学者も少なくないようである。例えば藪部教授は林業に所謂地代の成立しがたい事を論じた後、その特殊性を強調して「林業の地代は林業経営の結果たる収益が支出せられた経費に超過する額、即ち純益の一部として土地の生産力に帰すべきものを謂う。」と定義されている。³⁾ しかしながら果してこの地代概念は林業の地代の特殊性という理由から容認しうるであろうか。

一般経理学に於ては地代概念は元来社会的分配概念に属し、地代はかゝる分配関係を前提として発生すると解釈されている。換言すれば地代概念は人的分配或は社会的分配の概念であり、生産要素そのものの生産力に帰属せしめられるべき機能的分割概念ではない。しかもこの場合資本制経済社会がこのような分配を強制するものと理解されている。尤も学説史的には F. von Wieser による自然地代 (natürliche Rente) の概念は前記

の蘭部教授の立場と相通するもので、社会的分配概念とは鋭く対立していると云いやる。⁴⁾しかしこの帰属学説 (Zurechnungstheorie) はそのままでは一般に承認されていないとみられるのであつて、地代概念は D. Ricardo 以来分配論の範疇に属するものとして略々経済学上に認められていると云つてよいであらう。⁵⁾従つてこの立場を是認する限り、対立する社会関係を前提としなくとも常に成立すると考えられる所の前記の地代概念は之を容認し難いと云わねばならぬ。

しかばこの場合林業に於ける地代概念は如何なるものであるかという事になるが、之に対しては次の如く考えられる。即ち自営的林営は土地所有と経営の未分化に外ならないものであるから、之が対立的な関係に置かれれば当然地代は発生する筈である。それ故この場合、仮りに「此土地を借るならば、即ち土地用役を買うならば支払う筈のものを地代とみる」事が出来るであらう。⁶⁾この地代はその意味に於て所謂地方 (顯在地代) に対しあくまで潜勢的の或は想定上の地代とも称せられるべきものである。しかしそれは決して自然地代と同じ範疇に属するものではないのである。

註 1) Hoffmeister-Heske; Die Theorieder Grundrente und ihre Anwendung auf das forstliche Grundrenten Probleme. Wien 1927, S. 32.

2) 蘭部教授も「借地林業は我國には無いではないが、一般には甚稀である。……借地林業：小作林業の種有である事が林業の経営を特徴づける第三の点である」と述べておられる。林業政策 289—290 頁参照。

3) 蘭部一郎：前掲書 333 頁。

4) F. von Wieser; Der natürliche Werth, 1889. 大山千代雄訳：自然価値論 80—157 頁。

5) Wieser の帰属学説に対する批判としては高田、安井教授等のものがある。(高田保馬：経済学新講第 4 卷 1—8 頁。安井孫磨：帰属学説と限界生産力説 経済論叢第 4 卷第 4 号) 又 D. Ricardo の地代論に対しては J. Schumpeter の批判、A. Marshall の修正等があるが、こゝで述べた点に関して一般に承認されていると云つてよいであらう。

6) 高田保馬：経済原論 203 頁。

II. 林業較利学に於ける地代の取扱い方

・林業経営に於ては一般に企業的経済計算を行つていない。又出来ないといふのが現実であらう。それ故林業経営の純収益とされているものの中には屢々地代、資本利子或は労賃部分に当るものさえ含まれている事がある。しかしながら林業経営が果して有利であるか否かを企業的見地から検証するには之等企業に於て要素費用と称せられる所の部分が差引かるべき事は云う迄もないのであつて、かくして残された経営利潤或は資本利潤のみが眞の純益として計算されるべきであらう。即ちこの意味に於ける資本額に対する純益の比が眞に経営又は企業の有利、不利の度合を判定するクライテリオンとならねばならぬと考えられるのである。

しかるにこの点に関して、之を専ら理論的に追求する林業較利学の従来の方法にはかなり問題が存するように考えられる。即ちそれを結論的に云えばこの計算に於て林業の純収益とされているものの中になお地代部分が利潤との合一物として含まれているという事である。しかも更にこの場合、單に地代が含まれているという点のみではなく、地代の本質

に関する認識が誤まられているのではないかと考えられるのである。それ故以下順を追つてその収益理論の吟味を進めてみよう。

先づ最初に断つておきたいのは林業に於ける収益率は収利率と名付けられるものであるか、之は單に名称のみの差違ではなく、概念の内容も稍々異つていようである。即ち、吉田教授によれば、収利率は「収益年額の該収益を挙ぐるに要した費用の還元価に対する百分率を云う」と定義されている。⁷⁾ 従つて暫らくは無益な概念上の混乱を避けるために較利学の用語法を踏襲する。さて較利学に於ける平均収利率の計算式は最も簡單には $p' = \frac{B_u}{B} p$ (但し B = 地価, B_u = 土地期望価, p = 林業利率) によつて示される。即ち之は例えば無立木地を買入れて育成林業を行つた場合に於ける林業経営の年平均収利率を示す式と解してよいであろう。しかるにこゝで問題となるのは B_u である。(なお B 及び p に就ても種々問題が存するがこゝでは立入らない。) B_u は之を式で示せば、

$$B_u = \frac{A_u + D_n 1.0p^{u-a} + D_b 1.0p^{u-b} + \dots + D_q 1.0p^{u-q} - C 1.0p^u}{1.0p^u - 1} - \frac{v}{0.0p}$$

(こゝに A_u = 主伐収入, D_n , D_b , D_q は夫々 a , b , q , 年度の間伐収入, C = 造林費, v = 毎年の管理費) となる。又言葉で表現すれば主伐及び間伐収入の後価合計 (元利) より造林費及び管理費なる経費の後価合計を差引き、之を前価即ち現時点の価格に割引いたものであつて、簡單にはその予想収益の現時点に於て評価される期待値と云つてよいであろう。

ところで上式にも明らかのようにこの B_u 計算に際して、地代は経費として差引かれていない。つまり B_u は経営利潤と地代の合一物から成立つていようという事になるのである。しかるにこの明白な事実は従来殆んど注意されていなかつたと云つてよい。例えば R. Godbersen に於てすらなおこの点は見逃されている。⁸⁾ しかし吉田教授は最近著わされた「林価算法及林業較利学昭和 24 年」に於て伝統的林価算法及び林業較利学の総決算という意味からこの点をかなり鋭く追及されている。即ち「土地期望価については更に根本的な重大な問題がある。それは土地期望価の計算に於て経費として差引かれるものは造林費、管理費と其の利子額丈である。従つて所謂土地純收穫なるものの中には所謂企業者利潤なるものがまだ含まれている。故にかゝるものに依つて決定される地価は純粹なる地価ではないという事実である。……然しながら元來企業者利潤なるものを除き、純粹な土地純收穫を得ることは理論上不可能である。何となれば企業者利潤なるものは労銀、利子、地代を差引いた残額として始めて決定されるものである。即ち純粹なる土地純收穫或は地価を得んには予め企業者利潤を知るを要すべく、而も企業者利潤は土地純收穫が与えられなくては定まらぬ性質のものである」と。⁹⁾

かくして先づ従来の林業較利学上に於ける地代の取扱い方に対する盲点の所在が明らかにされたと云えよう。しかしながらそれは吉田教授の行論に示されているように、全面的に解決されたわけではなく、寧ろ教授の所謂「循環論的 dilemma」に打ちあたつていのである。しからば之は如何に考えるべきか。私はこの手掛りは既に教授の行論の中に潜んでいようとする。即ち教授はこの場合あくまで伝統的土地純收穫説の思考方法によつて B_u の中から純粹の地代又は地価を引出さうとされているのであるが、こゝに取上げられている地代又は地価の概念が労銀、資本利子と対立せしめられる地代とは全く別の範疇に

属する事は明らかであろう。別言すればこの地代は結局土地純收穫説にいう地代に外ならないものであり、教授が別な箇所て記しておられる現実的經營地代 (tatsächlich erwirtschaftete Bodenrente) とも称せらるべきものである。之に対し所謂地代は同じく教授の云われる名称を引用すれば確定地代 (Soll-Bodenrente) に相当するであろう¹⁰⁾。しかして後者こそは社会的に定まり、經營にとつては与えられたものであり、決して經營自体の内部から生れてくるものではない。この点は又最初に規定した地代の定義に依拠する限り明白であろう。従つてこの区別が明らかにされていない所に教授の行論が dilemma を結果していると考えられるのである。そしてこの際に注目されるのは吉田教授の場合にも較利学の伝統に従つて自然地代概念を暗黙の中に前提されていると考えられる点であつて、この点蘭部教授と全く同じ考え方に陥つておられると思われるのである。¹¹⁾

註 7) 吉田正男：前掲書 100 頁。

8) R. Godbersen; Theorie der Forstliche Oekonomie 1926 S. 60 Godbersen の式では $\frac{E-C-V}{B+N}$ (E=総収益, N=材木資本)。

9) 吉田正男：前掲 69 頁。

10) 吉田正男：前掲書 108 頁。

11) 蘭部教授は明白に $Bu \times p$ を以て地代とされている。前掲書 284 頁。

III. 地代と林業經營との関係

さきには林業の地代は労銀、資本利子と共に經營に対しては予め与えられたものと考えられる事が出来ると述べたが、その意味はつまり次の如くである。即ち今最も單純な場合として或る一定の土地を借受け、之に造林し、撫育、管理を経て生産の果實を獲得しようとする如き完全間断作業の經營を假定する。しかる時は經營者がこの事業を遂行しようとするに先立つて經濟計算、つまり林業の所謂利廻り計算を試みる事は明らかであろう。この經濟計算はこのような事業の有利性或はその反対度を予め提供する役割を果すものである。しかるにこの計算を行うためには生産行程に關係する苗木代、地代、労銀、資本利子等の費用項目の價格と生産の結果獲得されると期待される生産物、即ち林木の價格を前提としなければならない。従つて經營者は通常この場合林木がいくらで売れ、又如何程の費用を支払わねばならないかを社会的に實現された市場價格体系を基礎として考えるであろう。之が即ち一の經營にとつては土地、勞働等の用役價格を与えられたものとする意味である。

しかしながらこの事は決して之等の用役の價格及び生産物の價格が固定的という事を意味するものではない。即ちそれらは一応經營体に対しては独立的であるが、社会的價格形成面に於て作用する社会的經濟的諸要因によつて變化せしめられる一の変數に過ぎない。しかるにこの事は經營に対しては極めて重要な意義を有すると考えられる。というのは之等の用役價格等が特定の經營に対して全く独立變數的關係に於て變化するとすれば、現時に於ける價格は生産期間或は經營期間の間に變化する可能性を有するからである。尤も之は一般の經營又は企業の場合には生産期間が比較的短く、變化に対応する計画の変更

が可能であり、又一方地代、労銀、資本利子は短期についてみれば社会的に安定的と考えられる場合が多いのでさほど問題となり得ないかも知れない。しかし林業経営に於ては短かいもので20年、通常40~50年に亘り、しかもこの間に於ける計画の変更は殆んど不可能の故に極めて大きな問題となる。しかも之は殊に土地に就て最も著しいのである。というのは林業経営は周知のように労働粗放であり、又その投下労働の大部分は計画の初期に造林費、下刈費等のような形で現われる事及び資本財も亦殆んど使用されないのに反し、土地は林木と与える母体として生産期間を通じて固定されるからである。¹²⁾ 従つてこの間にもし地代を騰貴せしめる如き事情、例えば道路、交通条件の発達等が起りうるならば、それは土地所有者の負担に於てか乃至は林業経営者の負担に於て解決されねばならない事になるであらう。

しかしこのような将来に於ける地代の変動は予測する事は殆んど不可能である。即ち何時、如何程に地代が騰貴するかに関しては誰も正確に予測出来ないというのが現実である。従つて又土地所有と経営の分化した林業経営を想定するならば、土地所有者の側に於てはこの長い生産期間の最初に於て契約される地代で満足する事は出来ないであらうし、又林業経営者の側に於ても不確定な収益予想に基づいて地代が騰貴した場合には之を支払うという契約を取りかわす事も不可能であらう。又更に林業経営者の側から云えば生産の結果獲得される収益の不確定の故に当初の地代額でさえ支払うるか否かについて考慮せざるを得ないであらう。そしてこのように考えを押し進めて行くと林業経営はその地代問題に行悩むが故に自己の土地を使用する自営林業に落着かざるを得なくなる運命を担つていゝものと考えられるのである。¹³⁾

しかればこの観点から借地林業、或は部分林制度の如き土地所有と経営が一応形式的に分離している林業は如何に考えられるか。之等の林業に於ける地代は周知のように殆んど例外なく歩合制である。前償払いもあるが、この場合にも矢張り一部分は歩合制である。¹⁴⁾ 即ちその借地契約には伐採後生産物価額の10分の1とか、100分の15を支払うかと云つた類である。之はそれ故分益制農業の如く地代額の不安定性に対する地代支払い上の一の便法という事が出来る。しかしながらこのような歩合制地代は定額制地代と異なり、その必然の結果として利潤をも分配するという可能性を含むであらう。蓋しこの場合に於ては地代プラス利潤の合計 (B_u) が分配される総額となるからである。かくして塩谷教授が鉄肥地方の部分林制度に就て分析されているその共同企業的色彩は、¹⁵⁾ 独り部分林という特殊の場合のみに止まらず、土地所有と経営の分離の行われる林業経営に於ては多かれ少なかれ一般的共通的に生ぜざるを得なくなると推論されるのである。

註12) R. Godbersen, a. a. O. S. 9-20 参照。

13) 植村教授は自営林業に於て地代を計上した結果、経営利潤がマイナスとなつた一实例を記述されている。植村恒三郎：林業経済 九州帝国大学農学部開学十五周年記念講演集84—94頁。

14) 最近の吉野地方の借地林業は土地所有者側の地代前払い要求のため投下される管の資本が逃避し衰えつゝあると謂われ、又島田教授は地代を支払う借地林業からその土地を買つて自営林業に転換しつゝあると述べられている。島田錦藏：林政学概要 162頁。

15) 塩谷勉：鉄肥地方林業現地調査報告 89~91頁。

〔後記〕 この小論を書くに当り、塩谷教授、倉沢助教授から種々立入つた御教示を得る事が出来た。こゝに厚く感謝する次第である。なお本小論では主として地代の概念並びに従来の林学に於けるその考え方から問題にしてゆくというコースを取つた為、地代と経営との関係に対する追及はかなり不十分に終らざるを得なかつた。いづれ機会を改めて論ずる事にしたいと思う。

(九大林政學教室)

R é s u m é

1. Professor Sonobe had ever defined, "Rent on the forestry is the portion of the earnings of the forest management which is imputed to the land" However, it is evident that the definition of the rent is the same as "natural rent" by F. von Wieser and not the ones admitted by the economists since D. Ricardo. Depending on the latter, the definition of the rent on the forestry is as follows; "Rent is the portion of the price which would be paid to the service of the land, if the differentiation between the entrepreneur and the landlord in the forest management has been taken in practice."

2. In the forest valuation science, the rent is not deduced as the cost from the net earnings (B_u) of the forest management. Explaining this part by the formula, the "rate earned" in the forest management is showed in $\frac{B_u}{B} p$ and B_u is equivalent to $\frac{A_u + D_a 1.0p^{n-a} + D_b 1.0p^{n-a} + \dots + D_g 1.0p^{n-g} - c 1.0p^n}{1.0p^n - 1} - \frac{v}{0.0p}$. It is, therefore, no doubt that the rent should be further deduced as the cost from the net earnings (B_u) of the forest management. But Professor Yosida has examined on the relation between the rent and the net earnings (B_u) and stated as follows, "the rent and the profit are contained in B_u . If we wish to determine the rent, the profit must be given. But the profit cannot be also determined, if the rent is unknown. Thus the rent cannot be determined".

I think, however, he has misled the concept of rent. For he has never remarked that the rent was the price to be given to the forest management, depending on the social conditions.

3. The rent is the given price to the forest management. It means that the rent is not determined by the earnings from the forest management, but by the social conditions. But the rent is not fixed because the conditions are variable. Therefore, the entrepreneur must accept the rent as the given price, while the rent is variable through the periods of the management. Thus arises the necessity for the entrepreneur to adapt the forest management to the time lag. It is, however, difficult to forecast the variation of the rent through 40~50 years or more in future. To such circumstances, the forest management will have a tendency to be self-management.